

機械警備業務委託仕様書

1 警備対象物件

名称	所在地	警備箇所
洛西浄化センター	長岡京市勝竜寺樋ノ口地内	別図1-1のとおり
洛南浄化センター	八幡市八幡焼木地内	別図2-1のとおり
宮津湾浄化センター	宮津市字獅子地内	別図3-1のとおり
木津川上流浄化センター	相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木地内	別図4-1のとおり

各施設の機械警備設備設置箇所については、別途配布する「警備機器配置図」を参照のこと。

2 業務期間

令和2年10月1日から令和7年9月30日まで（5年間）

3 業務目的

警備対象物件における火災・盗難その他の異常状態、事故を未然に防止し、警備対象物件の保全と安全を確保することを目的とする。

4 委託業務の主な内容

- (1) 火災・盗難の異常事態の感知
- (2) 事故確知時における関係先への通報、連絡
- (3) 警備実施事項の報告

5 業務内容

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、下記アからエまでの機械警備設備を新たに設置するものとする。
 - ア 警備対象物件への不法侵入者の感知及び盗難その他不良行為を早期に発見し、通報する装置
 - イ 異常侵入を感知した場合に鳴動する警報器
 - ウ 京都府流域下水道事務所（以下「甲」という。）の設置する自動火災報知設備が感知した異常を基地局へ通報するための装置
 - エ 警備体制の開始・解除をする装置、又は必要がある場合にその装置を操作するための鍵若しくはカード
- (2) 乙は、管制本部、待機所等において防犯異常情報を受信し、警備対象物件に異常事態が発生したことを感知したときは、警備員を直ちに当該物件へ急行派遣し、異常事態の内容を確認させること。

その結果、必要と認めたときは直ちに警察機関に通報し、その出動を要請するとともに、警備員に異常事態の拡大防止に必要な措置を取らせること。

また、必要と認めたときは、直ちに予め甲の指定した緊急連絡先に通報し、詳細については書面により甲へ報告すること。
- (3) 乙は、火災異常警報を受信したときは、直ちに警備員を当該物件へ派遣し、火災発生の内容を掌握させること。その結果、火災発生を認めたときは直ちに消防機関に通報し、その出動を要請するとともに、警備員に火災の拡大防止に必要な措置を取らせること。

また、直ちに予め甲の指定した緊急連絡先に通報し、詳細については書面により甲へ報告すること。

(4) 警備時間帯

次の時間内において、警備装置のセット時から解除時までの間とする。

開所日 17時15分～翌日 8時30分

閉所日 終日（土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始（12月29日～1月3日））

6 業務の条件

- (1) 業務内容(2)、(3)に掲げる警備員の派遣に当たり、警備業法（昭和47年法律117号。以下「法」という。）第43条及び警備業法施行細則（昭和58年京都府公安委員会規則第2号）の定めるところにより、即応体制を整備すること。
- (2) 業務に要する機材、器具及び消耗品等の経費一切は乙の負担とし、乙の所有とする。
乙は、警備装置を常に円滑に運用できるよう適宜点検を実施するものとし、故障又は異常を発見したときは、修理又は取替えを行うものとする。これに要する経費は乙の負担とする。
- (3) 建物の増改築等により、既設の警備機器の軽微な移動、付加、変更等を要する場合、乙はこれに要する費用を負担すること。
- (4) 乙は、契約が終了したときは、速やかに警備機器を撤去すること。
また、撤去の際は原則として物件の原状復帰するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。
- (5) 乙は、設備の設置状況が分かる図面を甲に提出すること。
- (6) 乙は、各月ごとに、警備業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出すること。
- (7) 乙は、使用機器について、年1回総点検を行い甲へ報告すること。
- (8) 乙は、業務の契約後、警備機器が未設置となる期間については、乙の責任において機械警備に代わる警備員の常駐警備による警備体制を執る等適切な措置を執らなければならない。
- (9) 警備実施に必要な鍵は、甲から乙に預託するので、乙は慎重に取り扱い、善良な管理の下に保管すること。

7 警備員の資質

- (1) 法第14条に規定する警備員の制限及び法第15条に規定する警備業務実施の基本原則を遵守し、責任感旺盛かつ誠実であり、健康な者であること。
- (2) この仕様書に定めた業務が完遂できる者であって、かつ火災・盗難その他の事故が発生し、又はそのおそれがある場合に、速やかに対応できる者であること。

8 委託者の責務

甲は、緊急連絡先を予め指定し、乙に連絡するものとする。緊急連絡先に変更があるときも同じとする。

9 業務の引継

業務の解除又は契約期間満了により業務受託者が変更となるときは、乙は次期業務受託者が円滑かつ支障なく業務遂行できるよう、良心的に引き継ぎを行わなければならない。

10 その他

この仕様書に記載のない事項については、甲乙協議して定めることとする。